

水質事故

下水道法

(事故時の措置)

第 12 条の 9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

下水道法施行令

(事故時の措置を要する物質又は油)

第 9 条の 8 法第 12 条の 9 第 1 項（法第 25 条の 30 第 1 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第 3 条の 4 各号に掲げる油とする。

下水道法施行令

(事故時の措置の規定が適用されない場合)

第 9 条の 9 法第 12 条の 9 第 1 項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第 2 条第 1 号から第 25 号まで若しくは第 28 号に掲げる物質（同条第 15 号に掲げる物質にあつては、シス-1, 2-ジクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第 12 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める基準に適合するとき。
- (2) 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第 2 条第 26 号に掲げる物質又は同令第 3 条の 4 各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。
- (3) 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第 2 条第 1 号から第 25 号まで若しくは第 28 号に掲げる物質（同条第 15 号に掲げる物質にあつては、シス-1, 2-ジクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

下水道法

(罰則)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第 12 条の 9 第 2 項（第 25 条の 30 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 (略)

水質汚濁防止法施行令

(カドミウム等の物質)

第2条 法第2条第2項第1号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1,2-ジクロロエタン
- (14) 1,1-ジクロロエチレン
- (15) 1,2-ジクロロエチレン
- (16) 1,1,1-トリクロロエタン
- (17) 1,1,2-トリクロロエタン
- (18) 1,3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
- (20) 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン (別名シマジン)
- (21) S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふつ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) 塩化ビニルモノマー
- (28) 1,4-ジオキサン

(油)

第3条の4 法第2条第5項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

- (1) 原油
- (2) 重油
- (3) 潤滑油
- (4) 軽油
- (5) 灯油
- (6) 揮発油
- (7) 動植物油